（所得税法施行令の一部改正）

第一条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第三条（見出しを含む。）中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第二十条の二第二号中「（ハからヘまでの場合において、一月当たりの金額が十万円を超えるときは、一月当たり十万円）」を削り、同号ハからヘまでを次のように改める。

ハ　その通勤の距離が片道十五キロメートル以上二十五キロメートル未満である場合　一月当たり一万千三百円

ニ　その通勤の距離が片道二十五キロメートル以上三十五キロメートル未満である場合　一月当たり一万六千百円

ホ　その通勤の距離が片道三十五キロメートル以上四十五キロメートル未満である場合　一月当たり二万九百円

ヘ　その通勤の距離が片道四十五キロメートル以上である場合　一月当たり二万四千五百円

第二十条の二第四号中「の規定に準じて計算した」を「に定める」に改める。

第五十五条中「第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）」を「第十七条ただし書」に、「同条に」を「同条ただし書に」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十七条本文（源泉徴収に係る所得税の納税地）に規定する政令で定める場所は、同条に規定する給与等の支払をする者が提出する法第二百二十九条（開業等の届出）又は第二百三十条（給与等の支払をする事務所の開設等の届出）に規定する届出書に記載すべき当該給与等の支払をする者の移転後の事務所等（法第十七条に規定する事務所等をいう。）の所在地とする。

第九十九条第一項中「評価の方法は」を「同項に規定する政令で定める評価の方法は」に改め、同項第一号中「この条」を「この項」に改め、同項第二号中「同号」を「前号」に改める。

第九十九条の二（見出しを含む。）及び第百条（見出しを含む。）中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第百一条の見出し及び同条第一項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、同条第三項中「行なわれ難い」を「行われ難い」に改める。

第百二条第一項中「規定する」の下に「評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した方法により評価しなかつた場合における」を加える。

第百三条（見出しを含む。）及び第百四条（見出しを含む。）中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第百三十条第一項中「減価償却資産の使用可能期間」の下に「（のうちいまだ経過していない期間（以下この項から第四項までにおいて「未経過使用可能期間」という。）」を加え、「係る使用可能期間」を「係る未経過使用可能期間」に改め、同条第二項中「使用可能期間」の下に「、その未経過使用可能期間」を加え、同条第三項中「使用可能期間」の下に「及び未経過使用可能期間」を加え、同条第四項中「使用可能期間に」を「未経過使用可能期間に」に、「使用可能期間を」を「使用可能期間及び未経過使用可能期間を」に改め、同条第九項中「（前二項の規定により第一項の承認があつたものとみなされるものを含む。以下この項において同じ。）」を削り、「、第一項」を「、同項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　青色申告書を提出する居住者が、その有する減価償却資産につき第一項の承認を受けた場合には、当該資産の第百二十条第一項第一号イ⑴若しくは第三号ハ又は第百二十条の二第一項第一号若しくは第三号ハ若しくは第二項第一号（減価償却資産の償却の方法）に規定する取得価額には、当該資産の償却費として当該資産につきその承認を受けた日の属する年の前年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額を含まないものとする。

10　第百三十四条第二項（減価償却資産の償却累積額による償却費の特例）の規定は、第一項の承認に係る減価償却資産（そのよるべき償却の方法として定率法を採用しているものに限る。）につきその承認を受けた日の属する年分において同項の規定を適用しないで計算した第百二十条の二第二項第二号イに規定する調整前償却額が前項の規定を適用しないで計算した同条第二項第一号に規定する償却保証額に満たない場合について準用する。この場合において、第百三十四条第二項中「同号イ又はハに定める金額及び」とあるのは「承認前償却累積額（第百三十条第九項の規定により取得価額に含まないものとされる金額をいう。）及び」と、「五で」とあるのは「第百三十条第一項に規定する未経過使用可能期間の年数で」と読み替えるものとする。

第百三十三条の二を削る。

第百三十四条第一項第一号イ中「いう」を「いい、第百三十条第九項（耐用年数の短縮）の規定の適用がある場合には同項の規定の適用がないものとした場合に減価償却資産の償却費の計算の基礎となる取得価額となる金額とする」に改め、同条第二項中「当該超える」を「その超える」に改める。

第百八十三条第一項第二号イ中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第三号中「⑵に掲げる」を「⑵に定める」に改め、同条第三項第一号中「第三号」を「第三号ロ」に改め、同条第四項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　事業を営む個人又は法人が当該個人のその事業に係る使用人又は当該法人の使用人（役員を含む。次条第三項第一号において同じ。）のために支出した当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金で当該個人のその事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上必要経費又は損金の額に算入されるもののうち、これらの使用人の給与所得に係る収入金額に含まれないものの額（前二号に掲げるものを除く。）

第百八十四条第三項を次のように改める。

3　前二項に規定する保険料又は掛金の総額は、当該損害保険契約等に係る保険料又は掛金の総額から次に掲げる金額を控除して計算するものとする。

一　事業を営む個人又は法人が当該個人のその事業に係る使用人又は当該法人の使用人のために支出した当該損害保険契約等に係る保険料又は掛金で当該個人のその事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上必要経費又は損金の額に算入されるもののうち、これらの使用人の給与所得に係る収入金額に含まれないものの額

二　当該年金の支払開始の日前又は当該満期返戻金等の支払の日前に当該損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該保険料若しくは掛金の払込みに充てた場合における当該剰余金又は割戻金の額

第百八十五条第二項第五号中「総所得金額」を「総収入金額」に改める。

第百八十六条に次の一項を加える。

3　第百八十四条第三項の規定は、第一項第五号ロに規定する保険料又は掛金の総額について準用する。

第二百二十一条第三項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　複数の税率の中から税の納付をすることとなる者と外国若しくはその地方公共団体又はこれらの者により税率の合意をする権限を付与された者との合意により税率が決定された税（当該複数の税率のうち最も低い税率（当該最も低い税率が当該合意がないものとした場合に適用されるべき税率を上回る場合には当該適用されるべき税率）を上回る部分に限る。）

第二百二十二条第四項中「棚卸資産（動産に限る。以下この項において同じ。）の譲渡により生ずる所得又は第二百七十九条第五項（国内において行う事業から生ずる所得）に規定する行為により生ずる所得」を「次の各号に規定する所得」に、「ついては、次に」を「ついては、当該各号に」に改め、同項第一号中「棚卸資産」の下に「（動産に限る。）」を、「第二百七十九条第四項」の下に「（国内において行う事業から生ずる所得）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　法第百六十二条（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する条約（以下この号、次項及び次条において「租税条約」という。）の規定により当該租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この号、次項及び次条第一項第二号ロにおいて「条約相手国等」という。）において租税を課することができることとされる所得（当該租税条約の規定において法第九十五条第一項から第三項までの規定による控除をされるべき金額の計算に当たつて考慮しないものとされるものを除く。）で当該条約相手国等において外国所得税が課されるものについては、国内源泉所得に係る所得以外の所得に該当するものとする。